

## 温泉情緒エリア整備に係るフィージビリティ調査業務プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

本要領は、温泉情緒エリア整備に係るフィージビリティ調査業務の実施に当たり、最も適正な企画力、技術力、実施体制及び業務に対する熱意を有する事業者を業務委託候補者として選定するために定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

温泉情緒エリア整備に係るフィージビリティ調査業務（以下「業務」という。）

#### (2) 業務内容

別紙「温泉情緒エリア整備に係るフィージビリティ調査業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

#### (4) 見積上限額

7, 100, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 参加資格

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある事業者であるとともに、参加申請書提出日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしているものとする。

#### (1) 法人格を有していること。

#### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

#### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

#### (4) 消費税及び地方消費税、法人税を滞納していないこと。

#### (5) 法人及びその役員等が、白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

#### (6) 和歌山県及び白浜町において指名停止措置を受けていないこと。

#### (7) 宗教活動や政治活動を目的としない法人等であること。

#### (8) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

#### (9) 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案力及び同種、類似業務での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

#### (10) 町と緊密な連絡調整が可能であること。

#### (11) 過去10年以内に、同種業務又は類似業務の実績を有していること。同種業務とは、

官公庁（官公庁と連携し観光振興を行うDMO、観光協会等を含む）が発注した、建築物又は施設等に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務、基本設計業務、実施設計業務、実現可能性調査（フィージビリティスタディ）業務、官民連携事業に関する基本構想策定業務等をいう。

#### 4. 選定スケジュール

| 内容                 | 日程                  |
|--------------------|---------------------|
| 公募開始               | 令和8年10月22日（木）       |
| 質問書提出期限            | 令和8年10月27日（火）午後5時まで |
| 質問回答               | 令和8年10月29日（木）予定     |
| 企画提案書等提出期限         | 令和8年11月9日（月）午後5時まで  |
| 一次審査（書類等審査）        | 令和8年11月11日（水）       |
| 一次審査結果通知           | 令和8年11月13日（金）予定     |
| 二次審査（プレゼンテーション等審査） | 令和8年11月17日（火）予定     |
| 優先交渉権者の決定          | 令和8年11月中旬           |
| 契約内容協議、契約締結        | 令和8年11月中旬           |

#### 5. 質問の受付及び回答

##### (1) 質問方法

質問書（様式第4号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールに添付して白浜町観光課観光商工係へ提出すること。

※FAX、電話、口頭での質問は受け付けない。

送付先：白浜町観光課観光商工係 [kankoshoko@town.shirahama.lg.jp](mailto:kankoshoko@town.shirahama.lg.jp)

##### (2) 受付期限

令和8年10月27日（火）午後5時まで

##### (3) 回答方法

質問事項とその回答について、令和8年10月29日（木）に質問者を伏せ、白浜町ホームページで公開する。

#### 6. 企画提案書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

|   | 書類名                                        | 部数 | 様式  |
|---|--------------------------------------------|----|-----|
| 1 | 参加申請書                                      | 1部 | 様式1 |
| 2 | 業務実績調書                                     | 1部 | 様式2 |
| 3 | 業務実績が確認できる契約書等の写し                          | 1部 | 任意  |
| 4 | 納税証明書（国税に関する納税証明書その3の3）                    | 1部 | —   |
| 5 | 事業者概要<br>※会社概要、沿革を記載し作成すること。パンフレット等でも可とする。 | 7部 | 任意  |

|   |        |     |      |
|---|--------|-----|------|
| 6 | 企画提案書  | 7 部 | 任意   |
| 7 | 業務実施体制 | 7 部 | 様式 3 |
| 8 | 見積書    | 1 部 | 任意   |

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

(3) 提出先

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

白浜町観光課観光商工係 担当 滝本、川脇、山中

(4) 企画提案について

- ① プロポーザルへの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- ② 企画提案は 1 者（1 事業者）につき 1 提案とする。
- ③ 企画提案書は専門的知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- ④ 企画提案書は A 4 版、両面印刷を基本とし、表紙を除き、15 枚以内（A 4 版 30 ページ以内）とする。必要に応じて A 3 版を使用しても構わないが、A 3 版片面で A 4 版 1 枚と数える。また、A 3 版は片面で印刷し、その際は折り込むこと。
- ⑤ 別紙「温泉情緒エリア整備に係るフィージビリティ調査業務仕様書」に係る提案内容を具体的に記載すること。
- ⑥ 仕様書に明記されていなくても、本業務で進めていく上でより効果的と思われる内容、配慮すべき事項等があれば見積上限額の範囲内で記載すること。
- ⑦ 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、白浜町が本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製できるものとする。
- ⑧ 提出書類は、白浜町情報公開条例（平成 18 年白浜町条例第 10 号）に基づき、情報公開の対象となる。
- ⑨ 白浜町は、提出書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- ⑩ 提出書類は変更できないものとし、結果に関わらず返却しない。
- ⑪ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
  - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 本実施要領に違反すると認められた場合
  - オ その他選考に係る不正行為があった場合
  - カ 見積額が見積上限額を超える場合

## 7. 審査方法、審査基準

(1) 選定委員会

事業者の選定にあたり、白浜町の職員等で構成する温泉情緒エリア整備に係るフィージビリティ調査業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、提案者から提出された書類の審査等を行い、優先交渉権者及び

次点者の選定を行う。

(2) 一次審査（書類等審査）

提案者が3者を超える場合は、企画提案書等に基づく一次審査を実施し、評価の高い上位3者を二次審査の対象とする。なお、一次審査の採点において、第3位が同点の場合は、別表「審査基準表」の評価項目「実施体制」の合計点が高い者を優先し、なお同点の場合は抽選により決定する。抽選は選定委員会立ち合いの下、本業務に直接関与しない職員が対象提案者に代わって行うものとする。

① 審査日

令和8年11月11日（水）

② 審査基準

別表「審査基準表」に基づき、合計点が高いものから3者を選定する。なお、一次審査の点数は二次審査に持ち越さない。

③ 一次審査結果の通知

一次審査結果は、令和8年11月13日（金）に全ての提案者に参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。なお、選定に関する異議・質問等は受け付けない。

(3) 二次審査（プレゼンテーション等審査）

① 審査日

令和8年11月17日（火）予定

② 審査場所

白浜町役場 ※参加資格者に別途通知にて案内する。

③ 審査基準

別表「審査基準表」に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

④ 留意事項

ア プレゼンテーションは企画提案書に基づいた内容で行うこととし、新たな資料を配布することは認めない。

イ 選考時間は1事業者あたり30分程度（説明20分以内、質疑応答10分）とするが、質問状況によって時間を延長することがある。

ウ プレゼンテーションの順番は企画提案書等の提出順とする。

エ 出席者は、提案者1者につき3名以内とする。

オ プレゼンテーションの傍聴及び録音は認めない。

カ プレゼンテーションの会場には、スクリーン、プロジェクター、電源を用意する。その他必要な機器（パソコン、接続ケーブル等）については、提案者が持参すること。

キ 選定委員による選考協議は非公開とする。

⑤ 優先交渉権者の選定

プレゼンテーションの終了後、選定委員会を開催し、合計点が一番高い提案者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点者として選定する。なお、同点が2者以上になった場合は、見積額の低い方を優先交渉権者とし、見積額が同額の場合は、別表「審査基準表」の評価項目「提案内容」の合計点が高い者を優先する。なお同点の

場合は抽選により決定する。抽選は選定委員会立ち合いの下、本業務に直接関与しない職員が対象提案者に代わって行うものとする。

⑥ 二次審査結果の通知

選定結果は、令和８年１１月中旬（予定）に全ての提案者に書面で通知するほか、白浜町ホームページで公表する。なお、選定に関する異議・質問等は受け付けない。

８．その他

- (1) 企画提案書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第５号）を「６．(3)提出先」に持参又は郵送により送付すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。
- (2) 本プロポーザルでは、提案力の高い者を選定するもので、選定後に優先交渉権者と双方協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を行う。
- (3) 以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。
  - ① 本実施要領「６．企画提案書の作成及び提出」(4)⑪の失格条項に該当すると認められたとき。
  - ② 審査後に提案書提出者の要件を満たすことができなくなったとき。
  - ③ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
  - ④ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
  - ⑤ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。

９．各種問合せ先

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地  
白浜町観光課観光商工係 担当：滝本、川脇、山中  
電 話：０７３９－４３－６５８８（直通）  
FAX：０７３９－４３－７８２５  
E-mail：kankoshoko@town.shirahama.lg.jp

別表 審査基準表

| 評価項目 | 評価基準                                                                | 配点   |       |
|------|---------------------------------------------------------------------|------|-------|
|      |                                                                     | 一次審査 | 二次審査  |
| 業務実績 | 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか                                          | 1 0  | —     |
| 実施体制 | 本業務を遂行するために必要な体制となっているか。                                            | 1 0  | —     |
|      | 配置予定の業務責任者及び担当者は、本業務を遂行するに足りる十分な知識と経験を有しているか。                       | 1 0  | —     |
| 提案内容 | 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。                                   | —    | 1 5   |
|      | 業務の目的・内容の理解度が高く、具体性・実効性のある基本コンセプトや要件定義が示されているか。                     | —    | 2 0   |
|      | 事業スキームと事業規模の選定に係る考え方が適切であるか。                                        | —    | 1 5   |
|      | 公共事業と民間事業の位置付けが整理されており、実効性があるか。                                     | —    | 1 0   |
|      | 経済性の検討に係る条件整理や評価の考え方が適切であり、効率的・効果的で実現可能性がある提案であるか。                  | —    | 1 0   |
| 独自提案 | 自社の実績、ノウハウ、他事例を活用した独自性を持った有効な提案となっているか。                             | —    | 1 0   |
| 質疑応答 | 企画提案の内容と整合し、資料が分かりやすく整理されているか。また、質疑応答の内容が的確で本業務に対する積極な姿勢や熱意が感じられるか。 | —    | 1 0   |
| 見積書  | 提案された見積額が、提案上限額の範囲内であり、且つ適正であるか。                                    | —    | 1 0   |
| 合計   |                                                                     | 3 0  | 1 0 0 |